

# 伊予市フリースクール等利用支援補助制度

学校に通うことが困難な不登校児童生徒の保護者に対し、フリースクール等の利用料の一部を補助します。



## 対象者

○次のすべての項目に当てはまる方を対象とします。

- (1) 市内在住もしくは市内の学校に在籍している児童生徒の保護者
- (2) 不登校児童生徒（申請日よりさかのぼって1年間において、学校を概ね30日以上欠席した児童生徒）の保護者
- (3) 市が認定する施設（※）（以下、「認定施設」という）に利用料を支払って通所する児童生徒の保護者  
（※）施設からの申請も必要となります。
- (4) 認定施設の利用に係る契約内容、利用料の支払実績及び利用実績を確認することを承諾する保護者
- (5) 他の地方公共団体から同種の補助金の交付を受けていない保護者

## 補助金額

児童生徒一人当たりの補助金額は、1月につき当該月に交付対象者が支払った補助対象経費（※）の総額に3分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額）とし、10,000円を上限とします。

（※）授業料・教材費・課外活動費・施設使用料

## 申し込み方法

伊予市教育委員会学校教育課HPに掲載の申請書をダウンロードし、お申込みください。申請書等は伊予市教育委員会学校教育課でも配布しています。

【問い合わせ・書類提出先】

〒799-3193 伊予市米湊820番地

伊予市教育委員会学校教育課担当：森下 電話：089-989-9871

# 補助金の申請から交付までの流れ

## STEP 1

### 交付申請（申請者→市）

※申請は毎年度申請書が必要です。

#### 【提出物】

- ①認定申請書（様式第1号）
- ②契約書等（施設の利用に係る契約内容が分かるもの）

## STEP 2

### 交付決定（市→申請者）

提出書類の審査終了後、市から「認定決定通知書」または「不認定通知書」が届きます。

## STEP 3

### 実績報告（申請者→市）

#### 〔実績報告書の提出〕

- 上半期の利用（令和8年4月1日～令和8年9月30日）  
締切：10月20日
- 下半期の利用（令和8年10月1日～令和9年3月31日）  
締切：4月10日

#### 【提出物】

- ①交付申請書兼請求書（様式第5号）
- ②実績報告書（別紙）
- ③各月の補助対象経費の支払い実績が確認できる書類
- ④振込口座の分かる書類

※別途、必要な書類をご準備いただく場合もあります。

## STEP 4

### 補助金確定・交付

提出された書類に基づき、確定した額を指定した口座に振り込みます。（請求後、交付までには1か月程度必要です）

（注意）補助金交付は認定施設の利用者が対象です。